平成23年度第1回門真市国民健康保険運営協議会要点録

開催日時 平成23年5月16日(月)午後2時から

開催場所 第2会議室

議題 諮問案件 (1)平成23年度保険料率について

(2)一部負担金の減免等について

その他

事務局 : (進行役挨拶)

事務局: (会長選出について説明)

~満場一致により公益を代表する宮本一孝委員を会長に選出~

会 長 : (挨拶)

事務局 : (委員紹介)

会 長 : (会議開催挨拶)

副市長 : (挨拶及び諮問書の提出)

会 長 : 諮問案件(1)平成23年度保険料率について趣旨説明を求める。

事務局: 諮問案件(1)平成23年度保険料率について趣旨説明。

委 員 : 国保の広域化についてどのような状況になっているか。

事務局 : 府の国保広域化作業チームの H22 年 11 月頃の内容では、府内平均保険料を試

算することを検討していたところであるが、現在、当該チームの開催がとまっており、3月に発生した大震災の影響で国の審議についてもとまっている状況

である。

国のスケジュールでは H30 年度までに国保を広域化する予定となっているが、 その他の具体的な情報がない状況である。

会 長 : 財源問題について税と社会保障の一体改革を検討している部会にてある程度 の方向性が本来決定される予定であったが、先般、発生した大震災の影響で頓 挫しているような状況である。府の国保広域化作業チームでは国のモデルプランが明示されてから検討に入ることとなっているが、明示されるのを待っている余裕はないので、府は先駆的な対応をとるべきではないかと考える。

委員: 将来的に税を社会保障に投入するかたちで検討されているが、税を震災復興 にまわす方向となっているため、検討が進んでいない状況となっている。

会 長 : こういった状況下であるので、国の検討が進まない可能性が非常に高いと考えられる。

都道府県レベルで検討すると京都府の場合、都市部と農村部では医療サービスと保険料に格差があるため保険料の統一化が困難であるが、大阪府の場合、 医療サービスと保険料に格差はないため、府はモデル事業的に先行事例として 実施するべきであると考える。

委員: 大阪府では、地域医療、小児医療に若干の格差ではあるが、保険料負担については相当格差があるため、重要な問題であると認識しており、府議である会長には、先行事例としての試みを実施していただきたく委員の立場からお願いしたい。

また、広域化に関し、門真市において介護保険及び後期高齢者医療制度が広域化されている状況にあり、語弊を与えるかもしれないが、広域化した際の制度を担う職員の士気が必ずしも高くはない印象がある。国保の広域化は重要な問題であるので、問題意識を持った優秀な人材を集めていただき積極的に推進していただきたい。

事務局: 本市においては、現在の国保制度は構造的な問題があると認識しており、広域化については、推進の立場で作業チームに参加しているところであり、委員の意見を踏まえて士気が下がることのないよう積極的に参加してまいりたい。

会 長 : 府で考えているのは単なる都道府県単位の広域化ではなく統一性にこだわっており、責任の所在については基本的に市町村である。広域化の問題として、 保険料は統一するが各市町村で保険料を徴収する構図となり、責任の所在が曖 昧になりがちであるので適切な議論の上、あるべき姿に進んでいくべきである と考える。

委員: 保険料率算定の基となる歳入歳出額は、実績であるか。それとも予測であるのか。

事務局: H23年度の予算となっている。

会 長 : 他に意見がないため、諮問案件(1)の平成23年度保険料率について事務局より説明があったとおり、医療分の料率については所得割:8.52%、均等割:25,100円、平等割:19,000円、後期高齢者支援金分の料率については所得割:2.99%、均等割9,100円、平等割6,900円、介護分の料率については所得割2.14%、均等割13,000円でよろしいか。

~異議なしの声あり~

会 長 : 異議なしとのことであるので諮問案件(1)の平成23年度保険料率については、 事務局案のとおりとする。 次に諮問案件(2)一部負担金の減免等についての趣旨説明を求める。

事務局: 諮問案件(2)一部負担金の減免等についての趣旨説明。

委員: 医療機関の窓口あるいは請求事務に影響を及ぼすと考えられるが、事前に説明をいただき対象予定者が極めて少ないこと、また、対象となる方には減免の証明書を持参することとなっていること、さらには、この制度について個別に事例に沿っての説明文を医療機関に配布することになっているため、混乱無く対応できると考えられる。

委員: 施行日が6月1日で近々になっているが、広報紙等で周知はするのか。

事務局: 広報紙及びホームページにて掲載予定である。

会 長 : 広報の掲載時期はいつであるか。

事務局: いずれも6月1日より掲載予定である。

委員: 市民の方には若干理解しにくい制度になっており、制度の利用が十分にいき わたらない可能性がある。当該制度の対象者は入院患者であることが前提条件 としてあるため、近隣病院のメディカルソーシャルワーカー等に周知すること で漏れなく当該制度を利用することができるのではないかと考えられるが、い かがなものか。

事務局: 制度の浸透が図れるようあらゆる方面に対して周知してまいりたい。

委員: 守口門真地区で開業医や病院勤務医、地域医療連絡室や簡易支援をされる部署との交流会をもっており、そういったところで情報提供をいただくことにより守口門真市内の医療機関に周知ができるが協力いただけるのか。

事務局: 周知が図れるよう情報提供等してまいりたい。

会 長 : 対象者である入院患者にホームページや広報紙の情報が届かないと思われる ため、実態に沿った対応をお願いしたい。

委員: 当該制度と高額医療制度は違うものなのか。

事務局: 高額医療制度は、自己負担限度額を超過した額を支給するものであり、異なる制度である。

会 長 : 他に意見がないため、諮問案件(2)の一部負担金の減免等について事務局の 説明内容のとおりでよろしいか。

~異議なしの声あり~

会 長 : 異議なしとのことであるので、諮問案件(2)一部負担金の減免等について事 務局案のとおりとする。

私の方より答申書を作成し、後日、市長に答申することとする。

諮問案件は以上である。

次の議題の「その他」に関し、事務局からの報告等はあるか。

事務局: 報告等はなしである。

会 長 : 各委員より質問はあるか。

委員: 特定健診の受診率や特定保健指導の実績を上げるためにどのような工夫を行っているか。

会 長 : 特定健診受診率はどれくらいであるか。

事務局: H22 年度の受診率は4月末現在で27.7%である。保健指導については集計中である。受診率や保健指導の実績を上げる工夫としてポスターや広報紙で周知しており、また、出張健診や自治会に啓発をしている。保健指導については案内文を送付し、申し込みがない方に電話勧奨を行っている。

委員: 健康保険組合では被扶養者の主婦の方の受診率が非常に低いが、受診率を向上させるために特定健診を受ける際には同時に乳がん検診や子宮がん検診を受診できるように図っているが、市ではそのようなことを実施しているか。

事務局: H21 年度より集団健診では、がん検診と同時に受診ができるように図った。また個別健診についてもがん検診を実施している医療機関にて同時に受診ができるよう図った。

委員: 協会けんぽの零細企業の被扶養者の受診券の発行状況が非常に低いので、発 行が促進されるような措置を講じていただきたい。

委員: 健康保険組合の上部団体である大阪連合会が協会けんぽの大阪支部と情報交 換等を行っているので、連合会に進言したいと考えている。

委 員 : H22 年度4月末現在の受診率は27.7%であり、目標受診率の60%には乖離があるが、改善策は考えているのか。

事務局: 未受診者に対しては電話勧奨を行っており、さらには自治会にて出張健診を 積極的に実施してまいりたい。

会 長 : 府内平均の受診率はどれくらいであるか。

事務局 : H21 年度受診率で 23.9%であった。

委員: 自治会や校区ごとで健診の説明や出張健診を行うことで受診率が向上するの

ではないかとの話があったので是非、お願いしたい。

事務局: 受診率が向上するよう機会をみつけて出張健診を行っていきたい。

委員: 自治会単位の出張健診は土日も実施しているのか。

事務局: 平日のみで実施している。

委員: 自治会からの要望があれば、出張健診は可能であるのか。

事務局 : 受診者が50人程度集まるのであれば出張健診は可能である。

委員: 集団健診と個別健診の大きな差は事後処置であり、集団健診で受診した方は

結果通知が届くだけで単に健診を受けるだけということになりかねないため、

受診勧奨等の事後処置を十分に行っていただきたい。

委員: H22年度の保険料収納率の見込みはどれくらいであるか。

事務局 : 現年度収納率については、前年度の 81.39%を約 1.1%向上予定で 82.5%を見込

んでいる。滞納繰越分の収納率については、前年度の6.1%を1.7%向上し7.8%

と確定しているところである。

委員: 引き続き収納率が向上するよう頑張っていただきたい。

会 長 : 収納率が改善するにつれ向上率は緩やかになるため、今後、現状の向上率を

維持することはできないと考える。そのため前納報奨金制度のようなインセン ティブをつけることで収納意欲を増進し収納率向上の起爆剤となるように実施

してはどうか。

事務局: H23 年度の予算要求の際に財政当局には事業要望したが、見送りとなってしま

った。引き続き財政当局に要望してまいりたい。

会 長 : (閉会の挨拶)

以上の会議要点録に相違なきことを証するためにここに署名する。

運営協議会会長

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

被保険者を代表する委員